

# 排出事業者の皆様へ

## ～ 改正廃棄物処理法のあらまし ～

### 1 マニフェストの保存（法第12条の3第2項関係）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、当該マニフェストの写し（A票）の保存が義務付けられます。また、保存期間はマニフェストの写し（A票）を交付した日から5年間になります。

これにより、すべてのマニフェスト（A票、B2票、D票及びE票）の保存が義務付けられ、その期間は5年間になります。

### 2 産業廃棄物引き渡し時のマニフェスト交付の徹底（法第12条の4第2項関係）

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと等定められた区分により、産業廃棄物の引き渡しと同時に、マニフェストを交付しなければならないこととなっています。

今回の法改正により、産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、排出事業者からマニフェストの交付を受けていない場合は、産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととなりました。

この規定に違反した受託者は、マニフェストを交付しなかった委託者と同様の罰則（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）に処せられます。

### 3 多量排出事業者処理計画

#### （法第12条第9項から第11項まで及び法第12条の2第10項から第12項まで関係）

- (1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理実績報告書の様式  
環境省令で新たに定める様式で産業廃棄物処理計画書等を作成することになります。
- (2) 産業廃棄物処理計画書等の記載事項の変更  
計画書にあつては委託する処分、実績報告書にあつては委託した処分の内容について、再生利用、熱回収、処分の別・その主な方法や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合には、その別に記載することになります。
- (3) 報告方法及び公表  
産業廃棄物処理計画書等の市への提出については、電子ファイル（メール又はCD-ROM等）で行うことができるようになります。  
また、市長は、提出を受けた産業廃棄物処理計画書等をインターネットの利用により公表します。
- (4) 罰則  
計画書及び実績報告書を提出せず、又は虚偽記載をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

#### 4 処理困難通知

##### (法第 14 条第 13 項及び第 14 項並びに法第 14 条の 4 第 13 項及び第 14 項関係)

産業廃棄物処理業者から、事故等により産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となるおそれがある事由が発生し、その旨を書面により通知された場合には、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたとき等と同様、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、当該通知を受けた日から 30 日以内に、措置内容等報告書を市長に提出しなければなりません。

#### 5 帳簿（法第 12 条第 13 項関係）

帳簿を備え付ける義務を有する事業者には、次の事業者が追加されます。

- (1) 事業場の外において、自らの産業廃棄物の処分を行う事業者
- (2) 事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設\*において、自らの産業廃棄物の焼却を行う事業者（※規模に関係なく全ての焼却炉が対象）

#### 6 事業者による処理状況の確認の努力義務（法第 12 条第 7 項及び法第 12 条の 2 第 7 項関係）

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理状況に関する確認を行った上で、最終処分が終了するまでの処理行程において、当該産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な措置を講じるように努めなければなりません。

##### 【処理の状況に関する確認とは…】

例① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を实地に確認すること。

- ・ 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
- ・ 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・ 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・ （安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか等

例② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること。

#### 7 報告徴収及び立入検査の拡充（法第 18 条及び法第 19 条関係）

市は、これまでの報告徴収及び立入検査の対象に加えて、広く関係者への報告徴収及び関係場所への立入検査を行うことができるようになります。

## **8 不法投棄等の罰則強化（法第 32 条第 1 項関係）**

法人による不法投棄、不法焼却（未遂を含む）及び無許可営業等に係る罰則の上限が 1 億円から 3 億円 に引き上げられます。（※平成 22 年 6 月 8 日より施行）

## **9 施行期日**

平成 23 年 4 月 1 日